

## 平成24年度 第1回上下水道事業運営審議会会議録(要旨)

- I. 日 時 平成24年5月31日(木)午後1時30分～午後3時20分
- II. 場 所 合志市役所 合志庁舎 2階大会議室
- III. 出席委員 濱口正暁会長、今村直登副会長、木村祐一、坂本早苗、松本龍一、増田英雄、鎌田典子、青木定二郎、高見多美子、高來正人、鍋島紀昭、園田康通、齋藤富士男、
- IV. 欠席委員 福島みち代
- V. 事務局 齋藤水道局長、水野上下水道課長、谷庶務料金班長、辻管理工務班長、工藤主幹、九重主幹、右田主幹、中山主事

### VI. 会議次第

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 題
  - (1) 「合志市上下水道料金体系のあり方について」の答申(案)について
  - (2) その他
5. 報 告
  - (1) 下水道事業の地方公営企業会計移行について
  - (2) 上下水道お客さまセンターについて
6. 閉 会

### VII. 会議録

事務局： 只今より上下水道事業運営審議会を始めます。

市 長： [あいさつ。市長退席]

事務局： 続きまして会議録署名の委員の指名となっております。会議録署名の委員の指名は委員名簿の順となっておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長： それでは議題の審議に入りたいと思います。本日は答申というかたちで、今まで検討してきたことを集約しなければなりませんので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。それでは過去の経緯を含め現在の審議の状況を事務局より説明をお願いします。

事務局： [受益者負担金・分担金一括納付報奨金の交付率の引き下げと適用範囲の拡大、下水道使用料の近隣自治体との比較、使用料改定案について資料に基づき説明。]

会 長： 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員： 料金改定について、消費税については、今回の算出根拠の中に入っているのでしょうか。また消費税率が引き上げられるというような話もありますがその場合はどのようなになるのでしょうか。

事務局： 改定案については、消費税分を含めて算出しております。ですから、消費税が引き上げられることになれば、現在の算出とは違った結果になってくると思います。

会長： 他に質問はないでしょうか。それでは前回までの審議の経過についての質疑はこれで終わります。続きまして（１）「合志市上下水道料金体系のあり方について」の答申(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局： 【（１）「合志市上下水道料金体系のあり方について」の答申(案)について資料に基づき説明。】

会長： 只今の事務局の説明について、意見・要望・質疑等ありましたらよろしくをお願いします。

委員： 雨水処理に係る経費については公費負担、汚水処理に係る経費は私費負担となっておりますがこれはどのように分類するのでしょうか。

事務局： 雨水に係る経費については、雨水を河川等へ放流するために必要な幹線や水路の整備に要する費用となります。汚水に係る経費については、汚水を処理するために要する管渠や処理場の建設や維持管理に関する費用となります。

委員： 雨水と汚水は流れ込むところが違うのでしょうか。

事務局： 合志市では分流式という雨水と汚水を分けた処理方式をとっております。

委員： 基準外繰入金で経営を圧迫しているという話は理解できますが、それを全て使用料で賄うことは使用者の負担が大きくなりすぎるのではないのでしょうか。

事務局： 現在お示ししている使用料の改定案を採用したとしても、汚水処理費用の全てを賄うことはできません。使用者の著しい負担増を避けるため、改定後も一定の基準外繰入金を残すように想定しております。

委員： 公衆浴場の単価については改正はあったのでしょうか。

事務局： 公衆浴場については現行のまま据え置きとしております。

委員： 近隣の合併していない大津町や菊陽町より料金が高くなるのは避けて欲しいと思います。

事務局： 菊陽町については近く料金改定の予定があるとなっております。

委員： 汚水処理費に充てる財源の中に資本費平準化債がありますが、これを利用すれば基準外の繰入金は大幅減らすことができると思います。資本費平準化債の償還の期限はどれぐらいでしょうか。また今年度新しく事業債を借り入れる予定はあるのでしょうか。

事務局： 資本費平準化債は 20 年が償還期限となっております。また今年度で新た

に約2億8千万円の地方債を起す予定であり、そのうち1億円が資本費平準化債となります。

委員： 使用料の値上げについてはなかなか全面的に賛成しにくい事柄であるかと思えます。しかし、現在の経営状況を見るかぎり、使用料が賄うべき収入の7割程度にとどまっている現状では、相応の受益者負担をお願いすることは仕方がないのではないかと思います。

委員： 下水道使用料は井戸等の自家水の場合にはどのように算定されていますか。

事務局： 自家水の使用量を計測するメーターをつけ、それをもとに算定しております。

委員： 近隣市町との使用料の比較について、数字については1,000 m<sup>3</sup>までの料金が載せてあるのに、グラフについては30 m<sup>3</sup>までしか載せてないのは何故でしょうか。

また、生活困窮世帯が増えてきている中で、使用量の少ない世帯の料金は他の市町村よりできるだけ安くすむようにするべきではないでしょうか。

事務局： 今までの審議会の中で、今回提案させていただいている改定案で検討を重ねてきましたので、この料金体系は審議会の確認を得られていると事務局では判断しております。

仮にまったく新しく作り直すとなれば、さらに細かく使用料金体系を切り分けるという方法は取れるかと思います。

委員： 基本料金である8 m<sup>3</sup>までを使用している世帯は全体の何割程度でしょうか。

事務局： 全体の約16%になります。

また、先ほどの質問でグラフを30 m<sup>3</sup>までしか掲載していないのは、そこまで合志市全世帯の8割程度となるからです。

会長： 使用水量が少ない世帯は低所得層であることが想定されますので、なるべくそこには影響が小さいようにしていただきたいと思えます。

委員： 今回の使用料改定にメーター使用料は含まれているのでしょうか。

事務局： メーター使用料は含まれておりません。

委員： 現在は他の自治体でも井戸水ではなく、なるべく市の水道を使わせるようにしています。合志市ではそのようにはなっていないのでしょうか。

委員： 大量の自家水を使用する事業所等の下水道使用料はどうなっているのでしょうか。

事務局： 自家水使用については、それを計測するためのメーターを別途付けてそれに基づき下水道使用料を賦課させていただいております。事業所がほとんどですが一般家庭についても数は少数ですがございます。

委員： 私の知る限り学校施設や病院等に自家水を使用しているところがあったと思えますが、どのようになっているのでしょうか。

事務局： 毎月自家水使用を計測したメーターの水量により下水道使用料を賦課させていただきます。

委員： 改定率については賄うべき費用の100%にはなっておりませんが、足りない部分は基準外繰入で賄うのでしょうか。

事務局： 答申案にもありますとおり、資本費平準化債や基準外繰入金を残しつつ、なるべく大幅な負担増とならないように算定しております。

会長： ほぼ質疑も出尽くしたかと思いますが、答申案そのものについては何か意見はないでしょうか。

委員： 改定時期については平成25年4月1日からとなっておりますがその後の予定についてはどのようなになっているのでしょうか。

事務局： 平成25年度から平成27年度の3年間の使用料収入や経営の状況を見ながら、再度このようなかたちで審議を行いたいと思います。

委員： 今回の値上げは一般家庭だけに適用されるのでしょうか。それとも事業所等についても値上げは行われるのでしょうか。

事務局： 一般家庭や事業所の区別なく合志市内の全ての下水道使用者に適用する料金体系となります。

会長： それでは答申案についての修正は特にないようですので、原案どおりというかたちで審議を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員： (了解)

会長： それでは、採決に移りたいと思います。この答申案について賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (出席者12名(会長除く)うち賛成10名)

会長： 規定により出席者の過半数により決を採るとなっておりますので、出席者12名中10名の賛成を持って市長に本内容で答申を行うことが決定しました。

会長： 続きまして議題(2)その他に入りたいと思いますが事務局より何かありますでしょうか。

事務局： こちらからは特にありません。

会長： 委員の方からは何かありますでしょうか。

委員： この間青少年の健全育成の会議の中で須屋の浄化センターに子供が夜間に侵入しているとの話が出たのですが、上下水道課にもその連絡はあっているのでしょうか。

事務局： その件については、関係者より相談を受けており、立ち入り禁止の看板の設置、樹木の剪定による見通しの改善、警察署との連携による見回りの強化等の対応を行っております。

委員： 有刺鉄線等で門扉を強化したらどうでしょうか。

事務局： 一般の方の出入りもありますし、安全性の観点からも難しいかと思えます。

会 長： それでは、5. 報告（1）下水道事業の地方公営企業会計移行について事務局より説明をお願いします。

事務局： [（1）下水道事業の地方公営企業会計移行について、資料に基づき説明。]

会 長： 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。特にないようですので次に移りたいと思います。

会 長： （2）上下水道お客さまセンターについて事務局より説明をお願いします。

事務局： 中身の説明の前に、2月の審議会の中で事務局側の説明に誤りがありましたのでお詫びと訂正をさせていただきます。本年度4月より合志庁舎の1階にお客さまセンターが設置されておりますが、そこが周りから仕切られており、圧迫感を伴いイメージが悪いという意見があった際、仕切りについては個人情報保護審査会答申を受けた結果設置したと答弁しましたが、上下水道課内の検討の結果、個人情報保護の観点から設置したものであることが判明しましたので、そちらについて訂正させていただきます。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

続きまして内容について説明申し上げます。

事務局： [（2）上下水道お客さまセンターについて、資料に基づき説明。]

会 長： 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。特にないようですので次に移りたいと思います。

会 長： 今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局： 市長に今回採決された答申書を提出し、9月議会に条例改正案を提出させていただきます、周知期間を半年とった後、平成25年4月より新料金を適用させていただきます予定です。

会 長： それでは、平成24年度第1回上下水道事業運営審議会を閉会いたします。